

## 先秦時代の「士」の諸問題

河 地 重 造

【要約】 近代以前の中国には、士と庶の二つの身分からなる基本的な社会秩序があつた。士は官僚乃至貴族あるいは「読書人階級」すなわち支配者階層として、被支配者階層たる一般庶民と対立する社会的身分を意味する。ところが、古く漢代にまで遡ると、官僚が士たるは当然として、すべての庶民にも一定の範囲で爵が与えられ、それがやはり士の身分を意味したと思われる。この一見奇妙な社会秩序のあり方は、士の觀念の系譜を遡ることによつて理解できる。古い都市国家の時代、士は、邑（都市国家）の構成員たる氏族共同団成員であつたと思われ、邑に隸属する諸氏族成員（「民」）の支配者であり、戦士たる権利を有するものであつた。民が自立農民層に成長してゆき、邑の支配体制が崩壊してゆく過程で、集権的領土国家は、官僚層とともに、農民層のすべてを、新たな國家の構成員として把握し編成しなおした。こうして士という身分觀念を示す言葉は、新たな実体に分化・定着したほか、同時に、身分をはなれた多様な意義に転化していつたのである。とすれば、士の觀念の分化をたどる試みは、古代漢帝國のユニークな性格と歴史的位置を考える一つの手掛りとなるといひ得るであらう。

### はじめに

中国のみならず他の国でもそうであるが、ある時代の政治・社会のもろもろの現象の基底には、その時代に固有な社会原理乃至秩序ともいふべきものが、顕著にあるいは内在的に認められるべきがある。そういう秩序そのもの

乃至理念は、ある時代の人々の行動を規制し、考え方を支配した一つの力なので、歴史を深くかつ全体的にとらえようとするばあい無視できぬものである。もつともそれは、当時の社会の基礎的な、経済的な諸關係をそのまま反映しているばあいもあるが、またあるときは間接的にしか反映しない、いかえるとそれ自体相対的独自性をもつて現わ

れる。しかしそのばあいでも、現実の政治的支配体制を内面から支えるものとして、重要性は依然として認められねばならない。私がかつて中国の士庶の身分的秩序の問題を検討したのも、一つにはこのためであり、同時にこの面の検討がある時代の国家の性格とか基本構造の研究に役立つと考えたからである。

ところで前稿「晋代の士身分と社会秩序の諸問題」<sup>①</sup>は、晋代における士の問題から出発して、漢代の士の問題に遡つたのであるが、ここでまがりなりにも一応の解決に接近できるのでないかという当初の見込はずれてしまつた。

士の觀念はすでに漢代において多様に分化していた。なかでもとくに注目すべきは、ごく普通の意味で支配者階層といつてよい官僚が士たるは当然のこととして、それと對蹠的な庶民もまた民爵制の上からみるならば士であつた点である。そういうえば『礼記』などの伝える古典の世界にしても、卿・大夫・士・庶の身分は、すべての秩序の基として明確すぎるほど明確であるようにみえて、「礼不下庶人、刑不上大夫」(「曲礼」)にしても、士の位置には微妙なものがある。漢代の士の問題を考えるためには、士の觀念の

分化の経路をたどつて先秦時代に遡り、できるだけ体系的に整理してみなくてはならなくなつた。

ただしここで二、三断つておきたいことがある。体系的に整理するといつても、觀念の分化を網羅する意図はないし、また先秦時代の士それ自身が目標ではない。私にとつて問題なのは、漢代における先述の分化、そこにのぞいている漢代社会の特質であり、漢代は出発点だと同時に帰着点なのである。またいうまでもないことであるが、字義そのものから見れば、たとえば卒に對する士は、徒卒、雑卒に對する車士・甲士乃至精兵として、春秋時代に遡つてそのまま通用するし、庶に對する士も、形式的にみればさして問題はないであろう。もつと單純化していえば、士は男子の美称であるということになつてしまふ。しかし私が明かにしてみたのと願うのは、そのような士の字義における多様化ではなくて、士という言葉のなかにふくまれている社会的・身分秩序的觀念内容であり、その変化なのである。この面から扱わないことには、士の分析も冒頭に述べたような問題関心に接近できないであらう。<sup>②</sup>

私は前稿でつぎのような意味のことを述べておいた。

士の觀念が種々に分化したプロトタイプには、漢より古い時代に、現実の社会秩序にびつたり当てはまる一つの觀念と実体があつたにちがいない。そこから実体が変化し分化して、それぞれが異つた士の觀念に結びついたのであろう。もう少し具体的にいうならば、古くは氏族制にもとづく士の階層があり、それはおそくとも戦国時代に崩壊して、新しく士とよばれる人々が出現した。しかしそこでは単一の固定した士の身分が形成されたわけではなく、多様な実体が存在したのであるが、そのような分化の根底をなすものは、官僚から庶民にいたるすべてを新しい国家の構成員として把握し編成しようとする戦国君主の政治であつた。統一帝国が完成すると官僚制の重要性は増し、官僚は一つの固定した階層をなすようになり、それは当然士とみなされたが、同時に庶民も帝国の基礎として、すべて天子に直結されるのが漢帝国の基本秩序であつた。庶民も爵制の上からみると士であるという觀念が維持され得たのは、こうした理由によるのであろう。以上のような見通しの大筋は、大体においていまもかわらない。ただしこれはあくまで見通しであつて、もう少し具体的に検証する必要があるし、

補正しなければならぬ点もある。たとえば、すでに述べたように、官僚制に基く士と二十等爵制に基く士は必ずしも一致せず、異つた実体に結びついた別個の觀念である。

しかし意味上からみるならば、そこにはやはり共通するものがある。それが「命士」という考えであることは前稿で述べた。だが実はそれだけでは十分でない。なるほどこの共通点と戦国君主の生みだした新しい国家秩序を関連させて考えるならば、庶民もまた士であつたことは一応理解されるかも知れない。しかしこの「命士」の觀念は、戦国

——秦漢的官僚という意味に置きかえるだけではすまない、もつと古い觀念でもあるようだ。とすれば天子と「命士」の關係のなかには、天子と官僚という以上の何か別の紐帯が意識されていたことになる。それが何であるかが明かにされねば、漢代社会の歴史的な位置が明かにならない。こうしてこの問題は、戦国君主の新国家秩序形成の歴史的意義にも深く関連するのである。

① 大阪市大、『経済学雑誌』第三九卷二号。

② もしこのような観点からみるならば、士と卒の問題も簡単ではない。かつて大庭脩氏の「材官攷」（『龍谷史壇』第三六号）で指摘された漢の騎士の問題をめぐって、米田賢次郎氏の「漢

代徭役日数に関する一試論」(『東方学報』第二七冊)も言及し、最近では西村元佑氏の「漢代の騎士」(『龍谷史壇』第四四号)がこれに批判を試みている。参照してくださることをお願いする。

## 第一章 殷・西周の士

序言でのべた観点からすれば、士の問題が興味ある様相を示すのは春秋・戦国時代である。(本稿では第一章第三節以下に当る。)それ以前は資料も乏しいし、また卜辞、金文にたいする知識も貧しい。というわけで殷、西周に遡るのは私の能力が許さないのであるが、士についてはこれまで実にさまざまに説かれてきたので、これらにふれつつ、興味ある二、三の点を指摘しておくことも無意味ではない。些か蛇足の感を免れないが、まず士の初義からはじめよう。

### 第一節 士の初義について

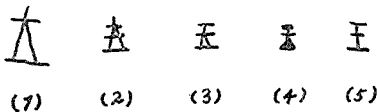
『説文』には「士は事也。数は一より始まり、十に終る。一と十に従う。孔子曰く、十を推して一に合するを士と為す。凡そ士の属皆士に従う」という。これは仕に通じて、しばしば経書の注にみられる解釈であるけれども、おそらく後義であろう。むしろここに興味深いのは徐中舒氏の見

解である。① 少なからざるが紹介してみよう。

徐氏によると、士・王・皇の三字は、いずれも「人の端拱して坐する形に象り」、ただ異なるのは王の首部が士に比較して大きく、皇はさらに首部の上に冠を著けている点である。挿図1は、徐氏が例証にあげている山東省濟寧の文廟戟門の郭泰碑陰画像の写真の一部を線描してみたものであるが、この端拱して坐した人形こそ士字の形と異ならず、それ故にこそ、士は古代においては男子の通称だった、と徐氏はいっているのである。また董作賓氏の説を援用して徐氏のいうところを要約すると、挿図2(徐氏の例示を適当に

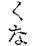

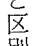


挿図1



挿図2

整理した)の甲骨文字はいずれも王字であるが、左から右への順に時代が下り、そうして左端(1)は肥筆に不便な甲骨文であるためにこくなつていながら、肥筆にすれば(2)となるはずで(4)参照)、士と同形とみなされる。古字では士の上下両横

には長短の別はなかつた。小篆と今隸に至つて下の一が短くなり土と区別されるが、土字は甲骨文では、金文では形（因みに大保鼓、大盂鼎では）につくり、混同はあり得ないのである。（たしかに挿図4にみる周初金文、臣辰甫の土字は、下がむしろ長い。）

ところが晩期の甲骨文の王字は、しだいに首形が大きくなつて、ほとんど今の王字になつてゐる。これは土と区別する意をあらわすもので、大字と天字の關係に等しく、そうして大と天が古くは互用されたように、土と王も最初は明確に区別されなかつた。徐氏によれば、これは古代の階級觀念が後代ほど明確でなかつたためであるとされるが、この見解ははなはだ興味深い。

皇字は挿図3（徐氏の図は原形ではないので、適宜採録した）にみるように、王が冠冕を著けた形と解される。徐氏の皇



宗周鐘



令鼓

挿図3

字の考釈の詳細はここでは省略しよう。金文の皇字の下半分が士・王と等しいのは確かである。

以上は徐中舒氏の論文の一



令鼓



臣辰甫



令鼓  
挿図4

部の要約である。土と王が古くは同一字であり、のち一字を上に加えて区別されるに至つたこと、それは階級觀念（むしろ王制というべきか）が一段と発達したことを物語ると解するのは、信じてよいと思われる。挿図4の周初金文をみても、王と土はまったく類似した形をもっているからである。しかしまた疑問もないではない。それは士・王の原始形を、人の端拱して坐する形と見てよいかどうかという点で、挿図4の諸形とくに(3)の下辺の形は、徐氏によれば裳の下幅の形からきたものとされるが、この点の賛否は保留しておきたいと思う。また「王は帝王であり、士は官長であり、故に並びに其の端拱して坐する形に象る」のだという議論であるが、士を官長と釈するかぎり、帝王の王字と土字の最初同一字であつた理由が、かえつて不鮮明になつてしまふ。後代の王制の映像が殷代のそれに重ねられるためである。むしろ、士を官長と解するまえに、階級觀念

が未発達であつたという古代の王制そのものが、もう少し掘り下げられねばならぬ。「王」と「官長」の親近關係は、そこから理解しうるものとならう。

士と王が最初は同一字であつたとするならば、太字は、本来は両者に共通する身分・特権を象徴する何物かの象形、もしくはそのような階層に属する人の象形なのであらう。物の象形とすれば、それが人の義に転じたわけである。はじめ王は、太の中から選ばれ、代表して事をおこなひ、特権を行使した。初期の卜辭の太が、もはや王のみをさすようになっていたとしても、太字からのちに王字と士字が分化するところからみて、初期の王制がまだ絶対化されていなかつたことが推測される。王は士を代表する存在とみてよい。では殷の王と士の紐帯は何か。それは氏族制的關係を措いてほかにないであらう。とすれば、太のなかにふくまれてゐる王と士の關係は、人と人の關係としてみるならば、族長とそれをとリまく族員に當るものとみるこゝとができる。上に一を加えて王が士から區別されるにいたつたのは、王制が一段と進化したことを示すものである。ただし字形からの推定には限界がある。字体の變化とその

時期が、そのままに殷代王制の進化の歴史と符合するといふのではない。

王制の進化にともない、太字は王字に演化する一方、西周以降の金文、文献史料の士字に系譜をひく。しかし後者の系譜、すなわち一種の官名もしくは王と明瞭に區別された族員の意味で士字を用いた例は、卜辭にはない。この点からみると、士字の系譜のうえでは、卜辭と金文、經書の間、若干の斷層があることになる。卜辭において、王と區別された族員をさす字には、「人」があり、また特定の族ならば、「子」(多子族)のごとき字がある。「人」のほうはそのまま西周以降、族人をさす語としてよく用いられた。そこで士と人も、近い關係をもつ語といつてよい。ただこのことには、二つの解釈がなりたつ。徐中舒氏の立場にたつならば、士は族長、人は族員の區別が成立つかもしいれない。だがこの解釈は、經書の例にうまくつながらない。別の面からみると、士が人形を象つたのではないから、そこに士と人の用法の相違が生じたのだともいえる。卜辭・金文の「人」の形には、「河ニ羌三十人ヲ御トクランカ」(挿圖5の①)、「維王來征人方」(5の②)、の人のように、「夷」

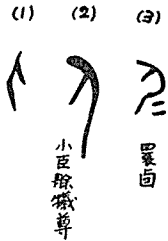


圖5

(5の③)に通ずる面がある。

人は羌、夷のような異氏族成員をさすものとしても用いる。そこで、徐氏の説明はなほだ巧みではあるが、士とは

人は、象形そのものにおいては、本来異つた概念から出発したのではないか、とする考えも捨てきれないのである。

いずれにしても士にある種の氏族制にもとづく身分的乃至特権的觀念がふくまれていたことは推定できると思われる。

## 第二節 西周金文を中心にみた官名としての士

前節でのべた士の初義についての検討は、なお臆説の域を出ないが、それでは、西周時代の士の諸用例と、如何に関連していくのであろうか。

まず第一は金文資料である。士字をもつ銅器銘文は、私のおつめ得たものだけで、同文および前後の不明瞭なものを除いて十九例を数える。便宜上関連した器銘をふくめて別に掲げよう。この表から明かにうかがえることがある。

金文に士字が初めて見えるのは周初以降であるが、以下西周器の士字は、ほとんどが人名に冠して現われるのである。

これは表(2)の史―や史獸などと同じく、官名をもつて族を称したものと解して誤らない。この史、士が単なる族名でなく官名たることは、白川静氏の「釈史」<sup>③</sup>にくわしい。では西周の士の官は本来如何なる官であったのか。本節ではこの点についての旧来の諸説をみておかねばならない。

特定の官名としての士には、まず理官(獄官)説がある。

孫星衍の『尚書今古文注疏』は「堯典」の「女作士」の条に、「馬融曰、獄官之長、鄭康成曰、士、察也、主察獄訟之事」と古注をあげている。馬説は『史記集解』に見え、

『漢書』百官表の応劭注とも一致し、鄭説は『周礼』司寇

の注その他にしばしば見えるものである。周官司寇の属に、獄官たる士師以下郷士、遂士、甸士等々の名称が列挙されていることは周知のところであり、士はよくこの士師にあてられるのである。ただ孫星衍はさきの「堯典」の士を士師にあてる『正義』の説をとらない。「女」(畢陶)は「蛮夷猾夏、寇賊姦宄」を治める司馬三公の職に任ぜられたので、だからこそ鄭注は「主察獄訟之事」という。そのころ司寇の職はないが、周官にもし当てるならばそれは司寇でなければならぬ、というのが理由である。『礼記』月令の

- (一) 丁巳、王在新邑、初饗工、王錫嘏士鄉(卿)貝明、用作父戌尊彝(嘏尊)(士卿尊)(大系)
- (二) 維王大命(編于宗周、佑(出)饗筮京年、在五月既望辛酉、王命士上眾史父、廢于成周、替百生、朕眾賞卣、貝用作父癸室尊彝、臣辰卣)(士上卣)(大系)
- (三) 維三月、王在宗周、戊寅、王格于大廟、密叔右趙、卽位、內史卽命、王若曰、趙、命汝作畿、自家駒馬、番官僕射士、訊小大右隣、用作季姜尊彝、其子、孫萬年、室用(趙鼎)(大系)
- (四) 維十又六年、九月初吉庚寅、王在周康刺宮、王呼士召、召克、王親令克(克鐘)(大系)
- (五) 維元年、既望丁亥、王在雖居、旦王格廟、卽位、宰召入右祭、立中廷、王呼史尤冊、命蔡、王若曰、蔡、昔先王既命、汝作宰、嗣王家、今余維鸕、橐乃命、命汝眾、習、藉足對各、從嗣王家、外內、毋敢有不聞、嗣百工、出入、姜氏命(趙設)(蔡設)(書)
- (六) 維王元年、六月既望乙亥、王在周穆王太(室)王、若曰、望、命汝更乃祖考司卜事、習用茲金、作朕文考、宰伯鷩牛鼎(鷩鼎)(書)
- (七) 維正月初吉丁亥、王格于成宮、井公入右、召、王呼尹氏冊、命召曰、更乃祖考作冢、嗣士于成周、八自(用作朕文考、鑿公尊壹)(召壹)(大系)
- (八) 口口口口作朕、皇考叔氏、室、苗鐘(維康、祀、允、用、廣、啓、士、父、身、勗、于、永、命、士、父、其、眾、口、口、萬、年、士、父、鐘)(吊氏鐘)(大系)
- (九) 王若曰、師、窶、口、淮、夷、綠、我、魯、晦、臣、今、敢、迫、厥、衆、微、反、厥、工、事、師、窶、度、不、墜、夙、夜、師、厥、將、事、休、既、有、功、折、首、執、訊、無、謀、徒、馭、敵、俘、士、女、羊、牛(師窶設)(書)

注に「理、治獄官也。有虞氏曰士、夏曰大理、周曰大司寇」とあるのも同じ考えである。

このように古い士の官を理官とみる説は、漢以来ながく註釈家のとつてきた見解であるが、西周金文の「士某」の職掌を検討してみても、春秋以前の士の官を、理官という特定の官とみなすべき根拠はでてこない。古文献においても、『周礼』や『堯典』を除くと、実は信拠すべき実例は乏しいのである。ただし、西周の士の官を理官に限定することは容認できないとしても、士と司法的権能との關係をすべて否定することはできない。それは春秋時代に下ると『左伝』に、「衛侯与元咺訟、寧武子為輔、鍼莊子為坐、士榮為大士」(僖二八)、「衛侯如晋、晋人執而囚之於士弱氏」(杜預注、士景伯普理官)(襄二六)、「士景伯如楚、叔魚撰理」(杜預注、士弱晋主獄大夫也)(昭一四)、などの記事があるからである。士景伯の記事は『晋語』にもみえ、「叔魚撰理」に



- (十) 維十月初吉辛子、公始賜士告貝、在邕京、用作父乙室彝……  
（士告彝）（正代）
  - (十一) 維正月丁丑、王格于呂、王命士道、饒貉子鹿三……  
（貉子齒）（書）
  - (十二) 秦公曰……萬民是、敕、咸蕃胤士、替々文武、銀靜不廷……  
（秦公設）（書）
  - (十三) 維王正月初吉辰在乙亥、肅公恆……自作鈸鐘、曰……鑄于鈸鐘、二錯、台（以）樂其身、台、匱大夫、台、喜諸士……  
（鄭公恆鐘）（大系）
  - (十四) 台、樂大夫、台、宴士、庶子……  
（鄭公華鐘）（大系）
  - (十五) 吾、呂、匱、呂、喜、呂、樂、嘉、賓、及、我、父、兄、庶、士……  
（沈兒鐘）（大系）
  - (十六) 某、萬、子、孫、豐、畜、無、疆、益、彼、吉、人、高、士、余、是、尚……  
（郟諸尹鉦）（大系）
  - (十七) 晉公曰……余、咸、蓄、胤、士、作、馮、左、右、保、捍、王、國……  
（晉公盂）（大系）
  - (十八) 呂、匱、呂、喜、用、樂、父、兄、諸、士……  
（子璋鐘）（大系）
  - (十九) 魯、士、商、厥、設……  
（大系）
  - (二十) 魯、士、學、簋……  
（大系）
  - (二十一) 魯、白、右、士、叔、皇、匱……  
（大系）
- 註一 器名ヲニツ舉ゲテアルノハ別名。
- 二 著録ハ、楚展（貝塚茂樹：中國古代史學ノ發展）  
書（平凡社：書道全集第一卷）、大系（郭沫若  
：西周金文辭大系）、正代（J. Ferguson… 正代著  
録吉金目）

つづく文として、「邢侯与雍子争田、雍子納其女於叔魚以求直、及断獄之日、叔魚抑邢侯」とある。ここでは大士という官名、およびこの士某が官をもって族を称する西周金文の例につながり、しかも理官を世々職掌としたと推測される点からみて、士の官の職掌は、理官とある関係を有したと思われ、この関係は必ずしも春秋時代に限定できないのである。ただ晋の士氏は、特定の理官であったわけではなく、士蔣以来政治の全般に活躍した有力な大夫の家であつた。士氏の司法的権能は、むしろこの大夫たる多種の権能のなかに含まれつつ、しだいに一つの職掌として分化・世襲されるにいたつたものと考えられる。こうして士理官説は、のちにものべるように、士の問題を考える上で一つの手掛りとなるものであるが、西周の士の官を理官に限定することには困難が伴う。このことは、郭沫若氏が表(3)の士を、理官とみず

に、周官司馬の属たる司士と釈している点からも、またつぎの白川静氏の士<sup>①</sup>祭祀官説とその検討からもわかるのである。

白川氏の説はもつばら金文に、すなわち表(2)の士上が、祖先をまつる彝器に名をつらねている点からみて、史<sup>②</sup>と同族と考えられること、士上が掌つている「殷」が祭祀の儀礼であることの二点にもとづいている。氏によれば當時官職は氏族制的規制から解放される傾向が生じ、官制の分化にともない、一族一職の制はくずれつつあつた。士の職掌は、かくて史官から関係職掌として分化したものとされるのである。表(2)にあらわれたかぎり、士が祭祀を職掌とする官であつたことは正しいと思われる。しかしここでも問題がつきたわけではない。第一に、氏の前提たる士上と史<sup>③</sup>との関係については、陳夢家氏のように、必ずしも同族とはみない説がある。第二は、これも重要な前提である史官との関係である。史官の演化については、博引多岐をきわめた龍大な氏の考証があるが、周初以前の士官の生成・演化についてはまったく明かでない。史某器と同じく士某器も殷系に多いので、士もすでの殷代に官名化してい

たかもしれないが、士某器の周初にあらわれ、史某の用例にくらべて数少ない点からみるならば、士の官名化は周以後の制であつたかもしれない。

またのちの史某器から遡つて史官の職掌内容を検証する方法も士某器のばあい十分に効果的ではない。表(6)では留は祖考をついで司卜の職を命ぜられ、問題の器たる表(1)の士道は牢祭に関係がある。だが一方では、表(3)の士は祭祀官とは考えられず、留は表(7)では成周八師を掌る冢司徒に任ぜられており、表(4)、(5)では宰として右者をつとめている。(表(8)の士父、(9)の士告は不明)。このように先述の理官をふくめて、士を称するものの官掌は、史と同じく、時代が下ると多様化しているが、士の官が本来そのような多様性をもつものであつたのか、それとも周初では祭祀官に限定できるのかについては、決定すべき器銘が余りに少ないのである。

そこでもし一つの推測を試みるならば、私は周初の士官を、祭祀を管掌したとともに、また多様な氏族制的権能をもつものと考え、また一方では、表(1)に士某が「一工」し、また史獸が百工を率いて成周の経営に當つたように、士上

は次節でのべる「殷多士」（『尚書』多士）または表(3)の士と関係があり、あるいはこれを統率して成周経営にも参加したのではなかつたかと推測するのである。ここでは時代が下るが、士留が表(7)で冢司徒となり、成周八師のみならず庶殷の全般的管理と政教を掌つたことも念頭にある。⑥。すでのべたように、卜辞では、士と王の区別が十分には明確でなく、王と区別した意味で族員をさす士の用法はなかつた。士が殷の諸族の族員、さらに同盟諸邦の族員の呼称として用いられるようになったのは、次節で挙例するように、周初の文獻をもつて嚆矢とする。これは「殷多士」や諸邦が集団として周に服属するにいたつた政治的変動と無関係でなかつたであろう。すなわち、殷族をはじめ、新たに周に服属した諸国が、周王を中心とした累層的な支配体制に編成された。一般的呼称としての士の語法も、官名としての士の名称も、このような事情を背景として生れたのではなかつたらうか。

もつとも以上は、士の官名としての用法も一般的呼称としての用法も、現存の資料・文獻でみるかぎり、周初における一つの変化としてみとめうることに、士某器が殷系の器

に多いこと、士の官ののちの演化には、祭祀関係に限定しにくい多様な職掌が存在すること、などから組立てた仮説にすぎない。しかも卜辞と金文、経書の資料的性格のちがいを考慮するならば、この仮説は力強いものとはいえない。確実にいえることは、少くとも周初にいたつて、一種の官名としての士の語法が出現するということだけである。しかしその官職を理官に限定して考えることは困難である。

官制の未発達であつた殷・周初にあつて、司法権乃至司法官が独立し固定していたとは考えられぬからである。諸種の行政権についても同じことがいえる。とくに司法権は氏族共同体的規制乃至慣習のかけにかけられ、はるか後に至つて固定した官掌と結びついた。周知のごとく成文法にしても、春秋中期に出現し、その時ですらはげしい非難をあげたのである。もつとも早く固定化したのは、祭祀関係の官であつたにちがいない。ただし祭祀が同時に政治一般をも意味した段階においては、史官にしても職掌は広汎な分野にわたつた。そうして、そこから官制的分化が徐々に開始されるばあいにも、行政的職掌内容と並行して、当時の社会に固有な族制をもととする人的管掌の組織の面が、なお

強く作用していたのではなかつたか、というのが私の考えの骨子である。この意味で、周初の官制において、金文にみえる卿事寮にしても、これを『礼記』曲礼にみえる天官六大にあてる郭沫若氏の見解は、なお検討を要するものと思われる。

ここで言及しておきたい。卿事が卜辞の卿史であり、經書の卿士であることは、羅振玉氏の『殷虚書契考釈』にのべるとおりであろう。事と史とは字形からみても相通ずる。ただ史・事と士は、字形の上ではまつたく相通じない。そこで羅氏の「士、古皆訓事」という考え方は、字の初義と演化によるというよりは、多分に前節にみた『説文』的解釈だといわねばならない。士が仕であり事であるとする考え方は、たしかに士の語が含む意味の一面であるし、それ故にこそ卿事は卿士におきかえられるようになったのであるが、士から事乃至官の義が派生した源は、孫星衍の『尚書』酒誥の「庶士」の条に「庶士者士之言事、総謂朝臣」と疏した朝臣、すなわち士がすべて朝礼に参加し、またある職掌に任ずることができるといふ身分の所持者であつた点にあると考えられるのである。さらにこの卿事＝卿士に

ついて郭沫若氏が、冢宰説（羅振玉）、孤卿及び『周礼』六官説（孫詒讓、『周礼正義』）を反駁し、天官六大説を主張したことはすでにふれたが、その六大のなかに大士がある。

そこで郭氏は表(4)の攷釈において、同器の士を大士にあて、また表(9)の士を「大士あるいは士師」にあて、さらに大士は、大史（左史）に対する内史（右史）であると考えているのであるが、この説の当否は、まず天官六大の存在そのもの、また史官の演化に関連するので、ここでは触れないでおこう。史と士の関係についての白川説にはすでにふれた。ここでは士と史の関係が、字の初義から相通ずるのではないことを指摘しておけば足りる。卿なる身分については後節でふれる機会があるであろう。

士の官の職掌を、理官もしくは祭祀官に限定してよいかの検討から出発し、士の官名化の背景をなす一般的事情を、以上のように考えてみた。だからといって、前節でもみたごとく士字の觀念に付着している諸権能が、新しく生れた士の官の職掌と無関係だというのではない。むしろ、司法権も司祭権も、したがつて士の集団の統率権も、まだ未分化的かたちで士の官の職掌にふくまれていたのではなかつ

たか、と推測するのである。これらの諸権能は、殷代以来氏族共同体に固有のものとして、氏族制の強固な存続とともに温存されており、周の支配下にはいつても急に消滅したのではなかつた。士の官掌は、たとえ周王の王権の仮託・分与という擬制をとつたにせよ、殷以来の氏族制にもとづく伝統の継承とみてよいであらう。もしこのような意味から出発し、若干の曲折をみとめた上でならば、貝塚茂樹氏も指摘されているが、士<sup>⑥</sup>理官説の根源も深いといわねばならないのである。

### 第三節 『尚書』、春秋金文の庶士

前節でのべたように、西周金文にみえる官名としての士の性質・権能を推定するにあたつて、私は、その下に氏族成員、とくに殷の諸族からなる士の集団の存在を予測していた。この予測は主として、表(7)の士留が管掌した成周八師、庶殷と、『尚書』の「殷多士」を結びつけてみる考えによつてゐる。ところで西周金文の士の用例がほとんど「士某」という形をとるかぎり、はたしてそのような族員集団の存在を予測できるのか、といわれるかもしれない。しかし数少い西周金文においても、「僕・射・士」という

例が中期の表(3)の器にみえる。ただ、この例だけでは、士とよばれる族員集団の存在を裏づけることはできないし、この士を周官司士にあてる前述の郭説の当否を検討することもできないであらう。ここでわれわれは、むしろ表(3)の士を、成立のはやいといわれる『尚書』各篇、および春秋金文の士の用例からさぐつてみなければならぬ。

『尚書』諸篇のなかでも、もつとも古い文体をもち、周初の事情を比較的正しく伝えるといわれるのは、いわゆる五誥を中心とする諸篇であるが、周公が三監及び淮夷の叛乱を討伐するに当り、同盟国と周の百僚有司に協力をもとめて発した宣言とされる「大誥」<sup>⑦</sup>には、つぎのような一連のよびかけがある。

肆予告我友邦君越尹氏・庶士・御事……爾庶邦君越庶士・御事……  
……義爾邦君越爾多士・尹氏・御事……

これに類した文例は「酒誥」にも

厥誥愆庶邦・庶士、越少正・御事

と見える。ここでは、士は庶邦の支配者たる氏族の成員一般をさすものであらう。さてこの庶士を、『偽孔伝』及び

『正義』は卿・大夫・士の衆士と解した。伝は「我友國諸

侯及於正官尹氏卿大夫衆士御治事者」と解釈し、『正義』はさらに敷衍して「尹正也、諸官之正謂卿大夫、故伝言及於正官尹氏卿大夫、尹氏即官也、総呼大夫為官氏也」とのべている。だがもし卿大夫士を身分の序列と解するならば、「尹氏・庶士」が、「多士・尹氏」に転倒している例に疑問が生じていなければならなかつた。しかるに一方では、前述の孫星衍のごとく、士が卿大夫も含みうる朝臣一般、したがつて庶士と御事を同格によむ考えがあり、この二つの考え方を適宜使いわけることによつて、この転倒は問題とされなかつたのである。卿・大夫・士の身分序列の確立は、明かに後代の所産である。おそらく庶士は氏族の正常の成員でありかつ戦士として、何らかの職事をもつ尹氏、御事と区別されているのであるが、その区別は身分的なラックではなかつた。三者の語順には、前引の他「御事・庶士」(『尚書』泰誓)ともあつて、一定の順位を認めることができない。

なお御事には、御治事者という一般名詞として、尹氏、庶士の形容詞もしくは総称と解する読み方があるが、さき「酒誥」の文例からみると、むしろ陳夢家氏がのべるこ

とく屬史<sup>⑩</sup>、乃至は御事とよばれるある種の官として解すべきであろう。また尹氏について陳氏は、共王以降の金文に現われる官名だから、これは後に挿入されたものであらうとするが、令彝<sup>⑪</sup>には「卿事寮」、「諸尹」、「里君」、「百工」と併奉されており、卜辭にもすでに尹字がみえるから、必ずしもそうとは断定できない。

さて「大誥」、「酒誥」の庶士、多士が、「洛誥」の迪得其後、監我士・師・工、誕保文武受民亂為四輔

の士に当るとすれば、士は師・工の集団とともに成周経営にも参加した族的団体と考えられる。またこれら集団の主力が殷の部族であつたとするならば、その士の集団は、康王末年の製作と推定される『尚書』多士に

惟三月、周公初于新邑洛、用告商王士、王若曰、爾殷遺多士：という多士であるだろう。殷の部族は周からみれば「殷頑民」であつたが、ここでは「商王士」、「殷遺多士」とよばれているのである。もちろん「大誥」の多士が必ずしも殷の多士に限られなかつたことは、『尚書』多方に

王曰、嗚呼猷告爾有方多士、暨殷多士とあるのによつても知られる。

これら庶士、多士の士は、族長に統率される氏族成員一般の呼称となつたので、士は宗周のみならず「有方」すなわち諸侯国、殷族のいづれにも用いられるにいたつた。そうして殷族の多士の中核には当然多子族があつたであろう。これに比すべきものは周族では公族であつたが、この公族（公子）はまた殷制と同じく小子ともよばれ、小子群はあつたばあひ多子とも総称された。「洛誥」には周公旦の言葉として

予且以多子越御事、篤前人成烈、答其師、作周孚先

と述べられている。<sup>⑩</sup>この「多子越御事」は、「大誥」の「多士、尹氏、御事」と類似しているので、「大誥」の多士は、あるいは多子の誤りであるかも知れない。だが多士という用例が多くあり、これをすべて多子の誤りとみることはできないであろう。むしろ多士は、毛公鼎<sup>⑪</sup>にいう「小子・師氏・虎臣」の虎臣、あるいは、虎臣を選出すべき母体としての族員をひろく指したものではなからうか。時代ははるかに下るが、表(切)の「余威畜胤士、作馮左右」の馮を虎と解してよければ、<sup>⑫</sup>虎左右は虎臣であり、士と虎臣の関係をうかがうに足るように思う。周族の多子族乃至公族

自体も、分封・分族が拡張されれば、各地に拡大分散していつたにちがいない。それは宗周からみれば、もはや実質は諸邦の多士とみなさるべき存在であつたと思われる。もしこう考えてよければ、先述の「士・師・工」（洛誥）の士は、とくに成周八師という特定の軍団、工人集団と区別された意味での「殷多士」と考えられるのである。

そこで金文にもどらう。表の西周金文のうち(3)の士を、郭氏は周官司馬の属たる司士にあて、司寇の属たる士師にあてないのはすでに紹介した。僕・射との関係からみると、士はここでも武臣と関連があり、士と師、士と虎臣の関連を裏づけるものようである。つぎに表(9)の士は、具体的には淮夷であろう。これは殷の頑民を士とよんだのと同じく、士の用法がしだいに拡大されていったものと察せられる。

すでに士が血縁的な紐帯の觀念をもつ氏族成員であるとするれば、春秋列国器の金文が「胤士」（表(2)、(7)）と記し、「庶士」「諸士」が「父兄」と連称されている（表(5)、(8)）ことは不思議ではない。そうして表(3)、(4)では「父兄」のかわりに「大夫」が対等され、「台（以）廛（宴）大夫、台喜諸士」と述べられていることから見れば、「父兄」は

族長たる大夫のことなのであろう。表(12)とほぼ同文の秦公鐘に「咸畜百辟胤士」とある百辟もまた、諸侯というよりは、分邑をうけた大夫をさすとみるべきかもしれない。

また郭氏は王孫遺者鐘<sup>⑬</sup>を徐器とみなす。それは表(15)の沈兒鐘と、文形のみならず器形においても著しく類似するからである。もしそうであれば、王孫遺者鐘の「用匱台喜、用樂嘉賓父兄、及我朋友」の朋友と、沈兒鐘「呂匱呂喜、呂樂嘉賓及我父兄庶士」の庶士は、極めて近い關係をもつことがみとめられる。そうして朋友といえ、われわれは西周後期の器、史頌殿の銘文を想起する。「王在宗周、命史頌、循蘇(君)・濶友・里君・百生……」<sup>⑭</sup>の濶友は、孫詒讓、郭沫若ともに未詳としたが、白川氏によつて朋友と釈された。「書道全集」も朋と釈している。この史頌殿の銘文は、増淵龍夫氏によつて綿密に検討された。金文の「朋友」「友」は、「僚友」、「僚屬」の意に用いられることが多い。このばあいは、蘇君のひきいる諸官の意になる。増淵氏によると、それは蘇国の卿大夫が任じたもので、里に居する百生(族人)の長老たる里君と連称されて不都合のないものであつた。王孫遺者鐘の朋友は、「父兄」すなわ

ち族長たる長老をあげたのち、「我が朋友に及ぼす」と記されているので、史頌殿と若干ことなり、むしろ沈兒鐘の庶士すなわち諸々の族員に近いものであつたと思われるが、その庶士には諸官がふくまれていたとみてよいであらう。

胤士は、従来から種々に解釈されてきた。郭沫若氏の表(12)にたいする攷釈によると、孫詒讓は

胤子之義、以声音攷之、当讀為尹士、広雅、釈詁「尹、官也」、尹士猶言官士矣。

と解釈し、郭氏は

余意胤殆段為俊、礼、王制「司徒論選士之秀者升之學曰俊士」、書、皐陶謨「俊父在官」、語意相近。

と解釈している。思うに胤士も、氏族制と切離して解釈されたのである。氏族制の伝統的觀念をぬいて見れば、「子孫相承統也」(『説文』)、「継也」(『爾雅』、釈詁)という胤の義は、士とは結びつかぬと考えられたのであろう。

ただ春秋列国器金文の中で問題になるのは、表(14)の「士庶子」である。『周礼』天官宮伯の条には「宮伯掌王宮之士庶子凡在版者」とあり、伝には「鄭司農云、庶子、宿衛之官」という。この意味での「士庶子」については、かつ



増淵氏も検討を加えられたことがある。<sup>⑤</sup>ただ春秋に遡るこのばあいは、「士庶子」を専ら天子の宿衛近従の臣の制度として描く『周礼』をそのまま信ずるわけにはいかない。むしろ『尚書』康誥の「外庶子」の条の孫星衍の疏に、「燕義云、古者周天子之官、有庶子官職、諸侯・卿大夫・士之庶子之卒、掌其戒令、与其教治、鄭氏注周礼叙官云、諸子、主公卿大夫士之子者、或曰庶子、是也」とあるのを参照すべきであろう。『周礼』夏官司馬の属の諸子の条には、「諸子掌国子之倅、掌其戒令、与其教治、辨其等、正其伝、国有大事則帥国子而致於天子、惟所用之、若有兵甲之事則援之革甲、合其卒伍、置其有司以軍灋治之」とあり、注にこの国子は「謂諸侯卿大夫士之子也」とある。庶子は支庶子でなく衆子、諸侯卿大夫士の子なのであり、国子、庶子を統率してその教治を掌り、大事のときには天子の指揮下につき、兵事には車・甲を授けられ卒伍をひきいて出陣する官も庶子（諸子）とよばれた、というのである。庶子の官はまた『礼記』文王世子では、公族を率いるものとされ、『周礼』諸子の賈疏は、「王制」をひいて「王太子・王子亦曰国子」とのべている。しからば国子とは太子・王

子以下公族をも含む庶子なのであり、まさに貝塚氏のいう殷の多子族<sup>1</sup>周の公族に当る。多子族・公族を率いたものは、子・太子そのものであり、太子と多子との関係は、庶子（諸子）の官と国子（庶子）の関係にほぼ相類するが、この官としての庶子（諸子）は、あるいは多子族の集団に伝統の氏族制的統率者乃至教師を、卿・大夫・士の身分序列や完整された官制を前提として書替えた周官の世界の所産かと思われる。この庶子の問題については、「康誥」の「外庶子訓人」をはじめ、なお述べたい点もあるが、これらは省略しよう。以上引用のやや繁雑にわたつたきらいがあるが、表<sup>(4)</sup>の「士庶子」の庶子は、経書およびその註釈にいう官名ではなく、古い氏族制の系譜をひく「国子」の集団であり、私の考える士と深い関係をもつものであると思われる。

それにしても春秋金文に大夫と庶士が対举され、また「士庶子」という文言のあるのを見ると、殷、周初の多子族乃至公族のごとき独特の制はくずれ、大夫と士の身分秩序の形成されつつあつたことがわかる。このばあいの「庶子」は、もはや「多子」ではなく、「国子」すなわち族人

の子弟一般をさすものようである。けれども、「国子」は王の太子から士の子までを含み、かれらはすべて士の身分につながるものであつた。この古い族制からすれば「天子之元子士也」(『礼記』郊特牲)、「父為大夫子為士」(『中庸』)であり、「士之子恒為士」(『齊語』)も、この古い制度を四民分居制の結果にいい替えているのであろう。

もしこの国子が未成年男子であり、これに対して士を成年男子とみるならば、『儀礼』の冒頭「士冠礼」の疏に、「鄭目錄云、童子任職居士位、年二十而冠」とあるのも、

当時の習俗にかんする何程かの事実を伝えるものであるかも知れぬ。ところがこれについて、清の俞正燮は『癸巳類稿』巻7の「釈士補儀礼篇名義」で反対している。「此鄭就士爵言之、非古言也、士者古人年少未冠娶之通名」というのである。その証拠として俞氏は、『易』、『詩』の士がしばしば女と対称され、「士・女」が「夫・婦」と対置されていることをのべ、また「天子之元子士也、天下無生而貴者也」の文をあげている。天子の子も庶人の子もすべて「総角之士」であり、冠礼をおえてはじめて貴賤を知る。

これを『白虎通』が、「王太子亦称士何、举従下升、以為、

人無生得貴者、莫不由士起、是以舜時稱為天子、必先試於士、礼士冠礼、經曰、天子之元子士也」と解するのは、古義を失つたものである。冠礼をおえた太子ならば、士の爵におるはずはない。これを「举従下升」というのは誤解であり、太子が士であるというのは、士の本来の意味が未冠、すなわち総角の士であつたからこそである、というのである。しかしこの「郊特牲」の文は、前後からみれば、大夫の冠義というものを否定し、これに對置して士とのべていることは明かである。思うに漢以来の註釈家と同様、俞氏の念頭にもそれまでは、卿・大夫・士の身分序列乃至はそれを爵と見る意味での士しかなかつた。だが俞氏が考えるに、それでは「士冠礼」にしても、また經書の多くの箇所にしても、どうも納得できぬところがある。そこから士未成年男子説が生れたのであろう。この未成年男子説は、「就士爵言之、非古言也」という鄭氏への非難にもかかわらず、俞氏自身も士爵という固定觀念を前提にもつていた結果にはかならぬ。士が未成年男子弟の呼称であるとすれば、爵名としての士はどうなるかという自問にたいし、

これは爵が士の名をとつたので、その逆ではない——「士

方可任事、故初仕取之」と自答するとき、諸文獻の士の用例についての俞氏の解答はかなり苦しい。私もかつて前稿において、「天子之元子士也」の文をとりあげ、『礼記』『白虎通』の考え方を検討したことがあつた。天子からすべてに士までを一連の身分的觀念で結びつける紐帯は、『礼記』や『白虎通』のいう徳ではなく、古い族制的觀念であろうと考えたのである。本稿でいう士は成年に達して正当な族の成員権をえた者という考えは、「郊特性」の文言にあてはめて矛盾しない。またその直前に「古者五十而后爵、何大夫冠礼之有」という。古は五十にして大夫の爵を与えられた（何ぞ大夫の冠礼か之れ有らん）、というのであるが、ここでも大夫は爵と考えられている。しかしこの大夫も、長老たる族長と考へて、「天子之元子士也」につながる。つまりこの大夫と天子の元子の士は、爵制の観点からみれば、俞氏のような疑念を生じ、さればといつてこの士を未成年子弟の呼称とみても、やはり前後が一貫しないのである。このような礼制が、徳といつた觀念で潤色されながら、ともかく漢代ではなお通用していた。ところが、士を身分序列的に、爵制的にうけとる考え方はますます強

まつていつた。俞正燮の説はそのような時代の距りをよく示している。では士の觀念は、どのような変容をうけながら、漢代につながつていくのであろうか。

① 徐中舒「土王皇三字探源」（『集刊』第四本）。なお徐氏とまつたく異つた見解の一つに、羅振玉『殷虛書契考釈』の説がある。羅氏は王字を釈して、△字に従うものとし、挿図4の王字の下辺の形と同じであると見る。これは古く火字に釈されたが正しい。王字はもと地中に火あるの象である、というのが羅氏の説である。

② この表は士字をもつ器銘を、ほぼ年代順にならべたものである。5、6、7、には士字がないが、智が4の士智と同一人と考えられ、本文でのちにふれるので、挿入した。この編年を考えるに当つては、郭沫若『两周金文辭大系』、容庚『商周彝器通考』、陳夢家『西周銅器斷代』、貝塚茂樹『中国古代史学の發展』、平凡社『書道全集』第一巻の各説を参照した。なお伊藤道治『新出西周金文編年の諸問題』（『史林』第四一巻四号）の末尾の表には、呉其昌、董作賓の説も併記されていて、はなはだ便利である。これら各説によればほぼ、1、2は西周初期（成王）、3は郭氏は中期穆王期とみるが、貝塚氏はもう少し時代が下るのではないかという。4～9は後期で、6、7は孝王期、4は夷王期、5もほぼそのころ、8は郭氏によれば厲王期、9は宣王期と思われる。10は西周前期中期と思われるが不詳。11は『書道全集』の解説にもあるように問題の器であるが、

『書道全集』にならつて一応西周時代に区分しておく。12以下は春秋時代。12は中期の秦器。13、14は中期の邾器。15は中期の徐期。16も徐期。17は後期の晋器。18は許器。19、20は魯器。

なお12には、ほぼ同文の秦公鐘があり、「万生是敷、威畜百辟胤土」とある。また寿县から出土した楚器のうち劍銘には土字がみえ、前後が欠けているが、劉節氏は「禁衛之軍士」と推定している（『寿县所出楚器考釈』『古史考存』）。果してそう解してよいかどうかは疑問であるが、欠文があつてなんともいえないので、表からはのぞいた。（三九頁附註参照）

③ 『甲骨金文学論叢』初集。

④ 郭沫若『两周金文辞大系攷釈』五七、「周官質疑」（『金文叢攷』）。

⑤ この点は表(2)のみならず、白川氏が指摘されている「曲礼」の文「史載筆、士載言」にも関連する。この士は一般的・身分的意味での士でなく、史に対置され、史と関連あるところの官を意味する。しかしここでの史と士も、本文でもふれたように周初の職掌から変貌して、周初の士の官掌を祭祀に局限する根拠にはしにくい。

⑥ 「西周銅器断代」(『考古学報』第一〇冊)。

⑦ 表(1)、(2)、(10)は父名に十干名をもつ。

⑧ 白川静「釈師」（『甲骨金文学論叢』第三集）。

⑨ 貝塚茂樹『中国古代史学の発展』。

⑩ 貝塚茂樹『尚書大誥篇の作者に就いて』（『羽田博士頌寿記念 東洋史論叢』）。

⑪ 『尚書通論』第三部、尚書講義。劉節「大誥解」（『古史考存』）も「諸侯執事之臣」と解している。

⑫ 『書道全集』36。西周初期、成王期の器とされる。同82、83。

⑬ 同器の馮字の右半分の形は、まったく虎と同じである。

⑭ 同93、94。『两周金文辞大系攷釈』一六〇。

⑮ 同65。

⑯ 増淵龍夫「先秦時代の封建と郡県」（『一橋大学研究年報』経済学研究Ⅱ）。

⑰ 同「戦国官僚制の一性格」（『社会経済史学』第二一卷三号）。なおこの章全般に関連するので、ここでまとめてふれておきたい見解がある。それは劉節氏の見解（『弁儒墨』第二節「士族の淵源及其代表人物」、『古史考存』所収）である。氏が士族の淵源は周初にあるというとき、これは私の考えと一脈相通ずるかのごとくである。しかしその根拠とするところはまったく異つてゐる。すなわち氏の見解は、まず甲骨文に土字がなく、東方の股民族の文化に巫祝の道、貞人の職があつたのにないし、西方の夷夏民族には卿士と太史の官があつたとし、兩制を對置するところから出發する。そうして土と史は深い關係をもつもので、その士は『説文』のいう事であり、「推一合十為士」

（『説文』）は、子貢が「顔回は一を聞いて十を知る」とのべたごとく、士の本質であると解するのである。この見解は、部分的には、白川氏の説や私の考えと一致する点もあるが、士の初義、『説文』の当否、士の本質、史官の歴史、股制と周制の連関性などの点で、とうてい賛意を表するわけにはいかぬもので

ある。また周代に士が重要な階層であつたことは従つてよいが、西周の階級を諸侯、士、百姓の三等であり、これは金文中の侯、甸、男の三級から蜕变したものとみるのも唐突の感を免れない。そのような士族の重要視された例証として晋の士蔿の一族の活躍をあげているのも、第二節でのべたごとく士の階層そのものとは直接関係しない。

## 第二章 春秋・戦国時代の士

### 第一節 春秋中期の士の変貌

『左伝』によれば、襄公一〇年（鄭では簡公二年）、鄭の國に尉止という者が乱をおこした。尉止は、司臣、堵女父、侯晋、子師僕とともに徒党をくみ、二年前鄭の公子で宰相であつた子駟に殺された公子嬰らの殘党をひきいれ、子駟に乱をなしたのである。『左伝』は「書曰盜、言無大夫焉」といい、尉止ら五人はみな士であつた、と杜預が注している。かれらが士であつたことは、乱の伏線として、

「初鄭子駟、与尉止有争、将禦諸侯之師、而黜其車、尉止獲又与之争（獲囚俘）、子駟抑尉止曰、爾車非礼也、遂弗使献（不使献所獲）」と記していることから信じてよい。出陣するにあたつて車を有するのは士にほかならぬ。杜預は黜

は「減損」の意であると解したので、「爾車非礼也」にも、「言女車猶多、過制也」と注している。士は本来一車たるが礼制であつた。しかし『左氏会箋』は、黜を「斥」と解し、士は一車に限られているのであるから、それは尉止の車が華飾にすぎたからであると説明している。いずれにしても大夫から非礼として抑損されているので、尉止が士以上の身分でなかつたとみてよいであろう。ところでこのことからわかるように、尉止は士であるとはいえ、かなり豊かな財力を持ち、また司、堵、侯、子師の各氏とともに、「五族聚群不逞之人」とあるように、尉止ら五人はそれぞれ勢力をもつ分族の一員であつた。してみると、杜預のごとく一車以上を有すると解しても、あながち誤りとはいえないであろう。尉止らは、数車を有したと解してもおかしくない有力な族を背後にもち、またそれにはそれだけの田土を保有していた。「初子駟為田洫、司氏・堵氏・侯氏・子師氏皆喪田焉」というのが、この乱の直接の動機だつたのである。これを杜注は、「洫、田畔溝也、子駟為田洫、以正封疆、而侵四族田也」と説明し、『正義』はこれを敷衍して「此四族皆是富家、占田過制、子駟為此田洫、正其

封疆、於分有剩則滅、給他人」とのべている。ここに四族というが、「五族」のなかに尉氏もふくめられているから、田を奪われたのは四族としても、尉氏もほぼ同様な財力あるいは田土を有したとみてよいであろう。叛徒は「賊」を帥いて国中に入り、執政子駟らを西宮の朝に攻めて殺し、鄭伯を劫して北宮に乱入したが、子産は防備をかため府庫を閉じたのち、兵車十七乗をくりだし、国人の助力をえて討滅しおわつた。

以上のような尉止の叛乱事件は、いろいろのことを教えにくれる。当時少くとも土の一部は田土の個別的な保有者であり、しかも強い私的保有の意識がすでに培われていた。このばあいの土地保有の主体が、まだ「族」（おそらく分族すなわち小宗の血族団体）そのものであつたのか、それともさらに分化した家父長制大家族いわゆる三族制家族に移行し、族は外廓的存在に後退していたのかは、明かでない。しかし、かりに前者であるとしても、邑に附属する田土が、分族の個別的保有に帰し、それが階級分化の原動力となろうとしていた状況だけは推測できる。またもし後者であるとするならば、族はこのばあい土地共有の主体というより

は、むしろ家父長制大家族の私的・個別的な土地保有の萌芽を内包し、内部的解体要因を胚胎しつつ、邑の集団的土地所有制と対立するものとして現われているのである。邑体制の集団的土地所有制は、このばあいは子駟、のちには子産の改革にも示されるような公室の規制力に集約して表現されており、それは本来は氏族共同体に支えられたものであつたが、ここでは、氏族共同体の解体過程の進行に対応するかのようになり、もつぱら邑制国家による治水灌漑機構の管理によつて支えられるようになっていたと思われる。

四族の田を規制するとき、それが「為田洫」という形で行われたこと、洫は「田畔溝也」と解されることを参照すべきであろう。

けれどもそのような規制力はしだいに弱化しつつあつた。「盗」という表現について、「匹夫專利、猶謂之盜」（『周語』）というのが正しいとすれば、子産が死んで子大叔があとを襲うと、盗が多くなり、主として荏符の沢にいたという（『左伝』昭二〇）その盗は、必ずしも賊盗の意ではないであろう。佐藤武敏氏がこれを、新興階層による土地占取の盛行と解されたのは、注目すべき指摘である。沢とは低湿の

地であり、もし佐藤氏のように解してよければ、そこでの土地占取は、低湿地への開拓と耕地造成の進行を意味する。それを盗と称するのは、邑の集团的土地所有制を紊乱する不法な私的占取だからであるが、それならばこのことは、私的・個別的な土地保有が、邑制国家の灌溉機構に依存しなくとも、かなり自立的な経営を行いうるまでに、生産諸力が上昇したことを意味するのである。このような生産諸力の停滞の背景になっていたのであろうと思われる。

盗はまた魯でも問題となつてゐる。『左伝』には、「邾庶其以漆閭丘来奔、季武子以公姑姉妻之、皆有賜於其従者、於是魯多盜」（襄二一）という。この盗が、伝統的な魯国の秩序の紊乱と結びつけて説かれてゐるのも理解できることである。季孫は臧武仲に「子盍詰盗」と問うた。武仲は治めないのではない、治めることができななのだと答え、その理由を「子召外盗而大礼焉、何以止吾盗、子為正卿而來外盗、使紇去之、將何以能、庶其竊邑於邾以來、子以姫氏妻之、而与之邑、其従者皆有賜焉……」というのである。

この説話には『左伝』的潤色があるが、魯国の伝統的な秩

序の紊乱の一つとして、有力大夫自らが魯の属邑を他族に与えた点を非難されており、その結果簇生したとするならば、その「盗」は必ずしも賊盗のみを意味しなかつたのではなからうか。

古い都市国家乃至邑制国家の時代、土は国・都（邑）にすむ氏族共同体の成員であり、平素は長老（師）に礼・射・御などを習い、戦時には自ら所有する武器をたずさえ、戦車に乗つて出陣した。土が車士・戦士の義を有するにいたつた起源である。このような土の姿は、後世儒家が礼教の土として描き、庶と対比せしめたものに通じ、また『左伝』に楚の子囊の言葉としてのべられてゐるような霸王の理想的統治のあり方にも反映されてゐる。<sup>③</sup>

戦車・武器を製作したのは、国・都内にすむ工人集団であらう。国・都に属する「郊」「野」の田は、国・都にすむ支配者たる氏族全体の集団所有下におかれ、「某（国・都）の田」と称された。この田は、族員が奴隷をひきいて経営したばあひもあつたであらうが、しかしその労働力の主力となり、国・都の経済を支えたのは、おそらく「野」に共同体を維持し、聚落をなしてすむ「民」乃至「類醜」のい

わゆる「助法」であつた。<sup>⑤</sup>この段階では氏族共同体内部から発生する個別的な土地保有、とくに主要な耕地のそれは、さして顕著ではなかつた。

はじめ分族は、分邑をともなつた。国の周辺に散在する大小の属邑(鄙邑)のうち、大きな邑は有力な族に分封され、若干の小さな邑もそれに付随した。国がすでに分邑であつたごとく、都も国の分邑であり、分族——分邑関係の拡張も、最初は累層的支配関係の完整をもたらずのみで、各邑の単一性、独立性を改変するものではなかつた。

ところが族員の増加と分族関係の進行は、しだいに邑の構造を変化せしめた。郊にも居住区域がひろがり、これも広義の国・都と觀念された。その構成員には、士、工人のほかに、のちには商人も出現するようになる。またもつとも重要な変化の一つに、分邑をともなわぬ分族のひろまりをあげねばならない。分邑をともなわぬ分族の進行、「小宗」的血族集団の独立化と氏族的血縁紐帯の稀薄化にともない、少数の有力な分族は、本族の下で共同支配していた属邑や郊の田を、「采邑」として分割・領有するにいたる。魯の季氏が宰をつかわして采邑たる費を治めていたのは、

その一例である。もつとも采邑にたいする集団所有体制にもとづく規制力は、そう簡単に消滅したわけではない。大段(西周後期金文)にみられる王の上級処分権のような形で、それは存続していつたのであろう。しかし分族の田土領有は、族の自立的存続の基礎たる重要性を増すにつれて、氏族の集団所有制を排除する排他的・世襲的保有への要求を強めた。もつともこれは、邑全体の集団所有制に対置して分族の側からみれば私田にほかならぬが、その内部では依然として共有制であつたともいえる。これにたいし多くの弱小分族は、分邑、采邑賜与の恩恵に浴さぬまま分族をつづけ、かくて形成された一般族員と魯の三桓氏のごとき有力な分族との差は、ますます拡がつた。これら一般族員すなわち士の層は、春秋中期にいたると、小土地を保有しかつ自ら生産にたずさわらうになつたと思われる。このばあいの土地保有の主体は、もつとも分化がすすんだところでは家父長制大家族いわゆる三族制家族にまで到達していたと推測される。のみならず有力分族の内部でも、春秋中期になれば、土地の細分化と個別的占有が深化していたにちがいない。というのは助法の衰退や「賦」の変化は、そ



のような変化が公邑・公田と私邑・私田をとわずひろがっていたことの反映であると思うからである。ただここで注意しておかねばならない。三族制家族が氏族乃至「小宗」的共同体の破壊者たり得るには、その経済的独立を実現するための農業生産力の発達が必要であつた。よくいわれる鉄器、牛耕の採用がそれであるが、しかしこれは一挙に普及しかつ社会体制の変化を惹起したのではない。冒頭にみた鄭国の尉止の乱は、土の層の土地にたいする関係を示して興味深いのであるが、そのばあい族自体が個別的土地保有の主体であればもちろん、個別的な土地保有の主体となつた三族制家族をつつむ外廓的存在に後退していても、なお族的結合が重要な共同組織の機能をのこしていたことが留意さるべきであらう。このような小宗の血族団体は、いうまでもなく、のちにふれる地縁的な共同組織たる「郷党」とは別物であるが、両者は互に絶対的に排除するものではなく、族的結合はその後もゆるやかな変質と解体の過程をたどつたのである。このことは、漢代の「宗族」の存在によつてもたしかめられるし、邑の征服によつて族的結合がしばしば破壊されながら、なお征服者の側においても、被征

服者の側においても、族的結合の一挙に消滅し尽されなかつた事情は、最近の増淵龍夫氏の雄篇に鋭く指摘されているとおりである。<sup>④</sup>ただ、そうして生きながらえる族的結合が、昔ながらの氏族共同体そのまま、あるいは小宗の血族集団そのままであつたわけではない。増淵氏は、容易に壊滅しない族的結合を指摘しつつ、一方でそれを壊滅せしめる究極的な力を外部から打撃する力として、山林藪沢の家産化と広大な公田の造成によつて強大な経済力を握るにいたつた専制君主の出現にもとめられるのであるが、また角度をかえて、族的結合の解体過程の具体的な一側面は、本稿のように土に焦点をあわせた考察からもうかがうことができ、そのばあい族の外部からの力に結びつく内部の解体のモメントにも注意しなければならないと思われる。

いづれにしても、経済的基盤の分割をとまなう族的結合の細分化の進行は、同時に邑の単一的構成のなかに対立的要素をもちこみ、やがて階級分化が激化し「邑」が解体する素地を十分に醸成していたのである。そのような社会の深奥部での変化が中国全体の政治的動向に反映されるには、さまざまな衝撃が作用しあい、諸制度の変革が複雑にから

みあい、前進と逆行のジグザグなコースをたどつた。上述のような股・西周から春秋中期にいたる邑の構造変化は、宮崎市定、貝塚茂樹、白川静、宇都宮清吉、増淵龍夫、佐藤武敏、松本光雄ら各氏のすぐれた論考を、当面私の必要とするかぎりで参照し、そこに私なりの推測にもとづいて若干の考えや用語を加えたものであり、多方面にわたるこの時代の変動は、各氏の論考についてみていただきたいと思う。

さてこのような変化の過程のなかで、前章であきらかにしたごとき士の觀念、族制にもとづく士の姿は、どのような姿をこうむつていつたのであろうか。その古い士が、そのまま春秋中期に「發生」したといわれる士、もしくは「新興の武士」階級につながつていつたのではないとしたなら、それはどういう関係をもつのであろうか。

魯国を例にとれば、有名な三軍の設置と三桓氏による私軍化（前五六二年）がおこなわれる以前、士は国乃至郊（広義の國中）に居住し、左右すなわち東西二郷に分れて郷党という軍事・祭祀共同体を組織し、戦時にはそのまま二軍の国軍を編成して魯公に直屬した。二軍の大・副將は卿であ

る。卿は祭祀団体の長として、「饗」という重要な宴会を主宰する卿士であり、かつまた宰相・閣僚でもあつたといわれる。この体制は三軍への編成替と三桓氏の私軍化によつて重大な変化をこうむつた。けれどもこの事件は、それ自体をとりあげてみるならば、郷党の組織をそのままに私軍化したので、士の団体の伝統的存在を、一挙に改変するものではない。『左伝』によれば三桓氏は企てを實行するに当り、「乃盟諸僖閔（僖公の廟門）、詛諸五父之衢（東南近郊の広場）」した。それより数十年後、かの僭主陽虎の国人と盟し、誑したやりかたと同様、魯国の伝統をまもつたものである。問題は公と郷党の成員を直結する邑の基本的秩序が歪められた点にある。累層的な本族・分族の紐帯をたどればすべて公に結びつくはずの支配秩序が、まず上部で横あいから切断されたのであるが、これは族員たちの内部でも、すでに伝統的意識が崩れかけていなければ不可能なことであろう。その意味で貝塚氏が、郷党の地縁的組織としての側面を強調されるのは正しいと考えられる。当時国軍を編成した一般成員は、実質上、平面的な地縁的組織を形成し、有力な族の出身である卿大夫に統率されていた。

士と卿大夫が上下の身分序列と観念されるにいたつたのは、このような有力な族の長たちと一般成員の区別の明確化という背景をもつものである。

もつとも、あとで述べるように郷党の地縁化を絶対視するのは連断であり、大夫が族長たる側面をもつことも無視できないが、またかかる身分序列的観念が形成された時期の、おそくとも春秋中期まで遡らせうることも注意さるべきである。前節でみたこのころの金文に、庶子、諸士に對置して、「父兄」とともに「大夫」の語のはじめてみえることが想起される。卿大夫の身分序列化の一つの契機には、なお、春秋時代から活潑となつた国際外交と儀礼も忘れることはできないと思う。これにたいし卿が大夫の上位の身分となつたのは、もう少しのちの制度であろう。卿は族長たる点では大夫であり、その資格によつて国政に参与し、また士を統率できた。たとえば『左伝』隱公二年には、「十月紀裂繻來逆女、卿為君逆也」とあるが、経文には卿の字はなく、杜預が注して、「裂繻は紀の大夫である」といい、『会箋』にも「卿は亦大夫である」と断つてゐる。同十二年の経文にも大夫仇牧の名がみえるが、杜注はここでも仇

牧を宋の卿といい、『会箋』は、かれの名が経文にみえるから、卿であることがわかると述べてゐる。しばしば卿大夫と称されることからわかるように、『左伝』においても、卿と大夫の区別はさして明白でないばかりである。ただし卿が大夫であつたばかりでなく、卿大夫をさらに土とよぶばあい、その土は身分序列としての土ではない。『左伝』襄公一〇年の記事においても、鄭の子駟、子国、子耳をさして、孟獻子は「執政之三士」は必ず災禍を招くであろうといつてゐる。この土は男子の美称とも、逆に三人の大夫にたいする蔑視のあらわれとも受取れるが、襄公二六年に晋の韓宣子が周に聘して、王にたいし「晋士起（起は宣子の名）」と自称してゐる点からみても、必ずしもそうとはいえないように思う。諸侯の大夫も周王に對しては士と称する<sup>①</sup>。これは礼制であるが、その根柢に本来の士の觀念があり、それが同時に、陪臣は身分序列的に一級卑下するという礼制に転じたものではないだろうか。

わき道にそれたので、本題にもどうう。『左伝』をみると、大事件にあつて活躍した民衆は、士と記されず「國人」と記されてゐる。国の大事にさいし、公も、陽虎のよ

うな僭主や三桓氏のような豪族も、「盟國人於大宮」(襄二五)「朝國人」(哀二)といった大会をひらいた。では國人と士の関係はどのようであつたのか。

貝塚氏の「民会」と題した論文は、このような『左伝』の実例により、『周礼』の「燕朝」「内朝」「外朝」の制度の実態を修正しつつ、当時の民会(外朝)の性格を追究した優れた研究である。また松本氏にも「國人」にふれた連作があることは、註に掲げておいた。この諸篇をよんで、私はつぎのような感じをもつのである。貝塚論文の主たる狙いは、かつて氏が孔子を「新興の武士階級」としてとらえられたように、ここでは民会のごとき制度の成立した歴史の意義を、商工業によつて勃興した自由市民の出現にみようとされるところにある。民会の制度を、それ以前の氏族制社会との関連より、むしろ古代都市における民主制の先駆的事象として説明するところに力点がおかれている。そこで郷党の士たる一般成員は「自作農民」として、自由商工民と同一範疇のものとされ、これらをすべて含めて「自由市民」「庶民」とし、これが同時に國人とみなされるのである。したがつて國人と郷党の士は、全く同一視さ

れているわけではないが、士の形成する郷党の地縁組織化、古典古代共同体的性格の面が強調され、ために士と國人の差異の面がはつきりと指摘されない。同じような形で、松本氏の論稿からは、邑の変容が考慮されているにもかかわらず、國人、即支配氏族成員という考えが印象的である。

國人が、私のいう士の集団をふくむことはまちがいない。同時に國人には、それ以外のものも含まれている。『左伝』には、陳の懷公の朝会を記して、

呉之入楚也(定公四年、前五〇七年の事件)、使召陳懷公、懷公朝國人而問焉、曰、欲与楚者右、欲与呉者左、陳人從田、無田從党(哀二)

と伝えている。ここにいう國人に、田を有する者すなわち士以上の身分の者のほか、田を持たぬ國・郊の市民(おそらく多くの商工民)が含まれていること、また田との関連から、ここにいう党を、現住地域の組織すなわち郷党と解することは、従つてよい解釈である。ただここに若干の問題がのこされている。それは郷党が『周礼』<sup>⑥</sup>の伝えるような純粹の地縁組織であつたのかどうか、という点である。郷党は、前章でみたごとき氏族共同体成員たる士を中核とし

た組織であつた。本来は土でない商工民などが混入されたとところに、郷党の地縁組織化がうかがえるのであるが、一方士の組織本来の伝統がこのころなお存続していたことは、春秋列国器の銘文からすでに見たところである。さきに鄭国の尉止の乱を検討し、増淵氏の研究を引用して、族結合の存続に注意しておいた点も、ここに關係してくる。のちの『左伝』に党は「族党」（たとえは昭二七）と熟して用いられ、『周礼』の制度でも党の下に族なる単位のあるのは、その名残りと思われる。魯国の昭公十一年、季氏の費邑の宰であつた南蒯という者が、季氏に叛いて公室にこうとした。『左伝』にはその事件の一餉が

南蒯之將叛也、其鄉人或知之、過之而歎……將適費、飲鄉人酒、鄉人或歌之曰、我有圃、生之杞乎、從我者鄙乎、倍其鄰者恥乎、己乎己乎、非我党之士乎。

と記されている。郷人の党の觀念は、この「飲郷人酒」、すなわち「郷飲酒礼」のごとき氏族的伝統的儀礼によつても培われたものであつた。

郷党が、土本来の族制的組織を止揚したのではなく、解体過程の変化形態であるとみてよければ、これは、郷党

を組織する市民が「外朝」における参政権をもつ、その「外朝」の性格を考えるうえで考慮すべきことである。商工民が国の大事にさいし、参政権を行使しうるにいたつたのは、たしかにかれらの著しい勢力増大の結果であろう。ただそういう「国人」の参政権の中核には士の参政権の伝統が存在し、その拡張によつて「外朝」が形成された。それ故、「外朝」『民会』には、族制的乃至家父長的性格が付着している。中国古代都市の民主制には、ギリシア・ローマの古代民主制に類比すべき様相が明かであるにもかかわらず、その前後を通じて専制国家への底流があるという印象がぬぐいきれない。その理由の一つの側面を、このように考えてみたいのである。

もちろん、その士の団体が変貌しつつあつたことは、十分みとめねばならない。陳の朝会に田土をもつ者と記されているのは、おそらく自ら生産する自作農民であつたらう、と具塚氏も推測されている。「自作農民」という言葉はともかく、士の生産者化は、士の戦士たる性格にも影響を与える。かつて自ら所有する武器をもつて武装の戦士であつた士は、「鄭伯將伐許、五月甲辰、授兵於大宮」（隠一一）、

「春正月、楚武王荆尸、授師子焉、以伐隨」(莊四)などの記事によると、春秋の初期以後武器を支給されるばあいが多くなつたらしい。ところが士が純粹に戦士である生活から変化し、生産にもたずさわるようになるのと並行して、武器を支給されるものは、「國人受甲者」(閔二)というように、必ず士であつたか、どうか疑問のような表現もみえてくる。中期以降になると、さらに活躍するのは「某氏之甲」であり、それは國人とも区別された、いわゆる新興の武士であつたと思われる。『左伝』文公一四年には、齊の公子商人が私門に勢力をあつめたことを「驟施於国、而多聚士、尽其家貸於公、有司以繼之」と記し、襄公二年には、晋の欒懐子のことを、「好施、士多歸之」と記し、清の魏禧はこの点にふれて、

自三代以来、未有養死士之衆者、其風自懐子始、以爲開自四公子者非也。

とのべている。春秋中期の私臣の増加は、古い士の変化と対応するものであろう。『左伝』襄公三〇年には、鄭国の伯有の乱を

子皙以驪氏之申、伐而焚之、伯有奔雍梁、……乙巳、鄭伯及其大夫盟于大宮、盟國人于師之梁之外、伯有聞鄭人之盟已怒、

聞于皮之甲不與攻已也喜、……癸丑晨自墓門之潰入……驪帶率國人以伐之(襄三〇)

のべているが、ここに「驪氏之甲」「子皮之甲」が、國人と区別されているのも、本来の族員のほかに、武芸をもつて私門に仕える者をふくむからにちがいない。これより数年前の齊国において、崔子が莊公を殺害した事件がおきた。この事件を伝える『左伝』の一節に

賈拳、州綽、邴師……皆死。……崔氏殺慶于平陰

とあり、杜注は「八子皆齊勇力之臣、公所嬖者与公共死於崔子之宮」、「慶蔑、平陰大夫、公外嬖、伝言、莊公所養非國士、故其死難皆嬖寵之人」という。公にしてなお「勇力之臣」を有したのである。

そこで士の觀念の変貌について、およそつぎのようなことがいえると思う。春秋中期は、士の觀念が多様に分化していく起点であつた。それが同時に、古い氏族制の解体に並行するものであつたことは明かであるが、問題はその経路にある。新興の武士階級や自由商工民をもふくむ國人層の参政権は、古い士の団体に固有の特権を中核にして、外延に拡大されたものである。そこに邑の構造変化が鮮やか

に示されている。だがこの参政権の拡張は、古い士の団体の解体過程の産物であつた。そうしてこの中核の解体が、同時に「民会」の制度全体の解体につながる点に問題がある。民会にあらわれた中国古代の民主制は発達せず、消滅は意外に早かつたが、それは中国古代の民主制の社会が、古代ギリシャ、ローマと異なるものをもつていたからであると思われる。貝塚氏が士の「自作農民」化をとかれるとき、ヨーロッパ古典古代の世界の映像が投影されていたにちがいない。だが私は、そこにかなり質的にことなる側面をみなければならぬと思う。もつとも、邑の構造変化から析出された「自作農民」や「商工自由民」が、何故古代民主制を発達させなかつたかは、本稿の範圍をこえた大問題である。ここではただ「自作農民」「自由市民」そのものに検討の余地があることだけを記しておきたい。国人層や「民会」の参政権のなかに古い士と族制的な伝統を指摘した理由もそこにあるのである。私の視角は、むしろ士の問題をたどつて秦漢帝国にいたる方向にむけられている。そこに自ら異つた側面が描きだせたら、私の意図は果されたといふべきであらう。

さて民会の制度とその解体に、古い士の觀念、特権の一つの行方が示されているとして、もう一つの特権すなわち戦士たる性格は、新興の武士階級に受継がれ、仕官の途はそのような武士、あるいは文官としての新興の士人階級の手につつていつた。では戦国時代の士は、新しい官僚乃至武士を意味するに止まるか。そう断言はできない。戦国時代の民は、春秋時代の民のほか、春秋時代の士、「市民」の系譜をもふくみ、ここにも新たな士の觀念が關係している。そこからヨーロッパ古典古代とちがつた社会が形成されていくのである。これらの点については、邑体制の解体とその後の時代の士の問題として、節を改めて述べよう。

## 第二節 必ずびにかえて——戦国・秦漢時代の士

前節でのべたように、士の変貌はいくつかの側面からたしかめられた。そのばあい邑体制の集团的土地所有制と、分族にもとづく個別的な土地保有の矛盾が基軸にあつた。そうして後者も、当初は小宗的血族集團の共有制にもとづくかぎり、邑体制の解体の決定的要因とはいへなかつたのであるが、未開拓地の開発と耕地造成を可能にし、一方ではさらに小規模な家父長制大家族の自立性を昂めるような

生産諸力の発展が出現すると、それは族制を内部から破壊する決定的要因となり、族制の外部から加えられる解体作用と深く結びつくようになったと考えられるのである。

このような事態の変化は、事情のことなる点があつたといへ、基本的には「民」の共同体内部に推定してもよいと思われる。そうして士の層が固有の族制的結合を、諸特権とともに喪失していくのに対応して、民も士の層と同じように、新興の官僚層乃至武士層になる機会をあたえられた。一方地主・生産者化した士の層は、逆に戦国君主に統治される一般庶民の層に変貌していつた。

春秋中期以後、実際上の政権はまず卿大夫乃至豪族の手につり、かれらは伝統的な秩序にたよる君主に対抗するために、族制的障壁を自ら打壊することを望むようになった。このような権門に集る新興の武士の発生についてはすでにのべ、またその生態およびかれらの行方の一つ、すなわち遊俠の士との関係については、宮崎・増淵両氏のすぐれた論稿がある<sup>⑩</sup>。ただここで注意しておきたいことがある。戦国の四公子に代表される貴族・権門と新興の武士との結合、かつての族的結合にかわるいわゆるパーソナルな人的結合

関係から、そのまま戦国・秦漢の官僚制が生れてきたのではない。春秋中期以後さまざまな場で形成された人的結合関係は、パーソナルな心情的結合に止まるかぎり、質的にも平面的にも、狭隘な限界性をもつものであつた。そこから大規模な官僚制的支配関係が開いていつたことを理解するためには、パーソナルな心情的結合がパトリアルカールな支配関係という場のなかに機能することによつて、支配関係をいつそう強化する方向に作用した、というような構造を考えねばならぬ。そこに増淵氏のすぐれた着眼があつたのである。そこでわれわれは、戦国時代にはいると、族制の枠からときはなされた一般族員および春秋時代までの民が、すべて新しく民と観念されるときに、そこにかつて君主と氏族成員を結んでいた士の観念が新たな内容に姿をかえつつ付与されていくのを興味ぶかく思う。

晋の趙簡子は、范氏と中行氏を討つにあつて、「克敵者上大夫受臬、下大夫受郡、士田十万、庶人工商遂、人臣隸圉免」と誓つたという〔左伝〕哀二。この軍令にみえる士は、庶人工商がすでに「国人」として人臣隸圉と区別されていくものとすれば、まさにその庶人工商が「進仕を遂



げ」て就くべき身分、すなわち官もしくは武臣として俸禄を受ける士と思われる。ひろく庶民の層の力と動向を把握し得たもののみが、戦国時代の動乱をかちぬき、中央集権的官僚制国家の君主の座にのぼり得た。そうして大規模な任用と恩賞の給源として、征服すべき族の所有下にあつた邑の耕地や山林藪沢、公田などが、君主の手に用意されねばならなかつた。

だがこのように庶民と対置された士が、官乃至武臣の身分として庶民にも開放される一方、それと並行して戦国時代には、その庶民自体が、士として把握された。そのために、士と民の境界線は、この時代総じて明確さを失うばかりが多くなつたのである。族制から解放されることによつて、異つた社会的観念内容を付与されたとはいへ、士の觀念はひろく個別的小土地保有者層一般に拡張された。邑体制の下では野にすんで士乃至國人と明確に区別されていた民は、君主と個々直接に結合すると同時に、家父長制的全國支配の下にくりこまれ、まさにそのような形において、国家の正当な成員権を獲得するにいたつたのである。以下これらの点について、興味ある若干の資料を指摘してみよ

う。

『韓非子』初見秦篇には、

今天下之府庫不盈、困倉空虛、悉其士民張軍數十百萬

という一節がある。ここでの士民は、士と民なのか士民なのか明かでないが、同篇に「代四十六県上党七十県、不用一領甲、不苦一士民、此皆秦有也」とあるのによれば、士民は士と民ではなく、「士民」と熟して用いられている。

それならば『呂氏春秋』懷寵篇に「士民黔首益行義矣」という士民も同様であろう。高誘の注に「一命為士民、士民之説為士者也」とあり、『集釈』には「呉先生曰、注当作『一命為士、士民、民之説為士者也』、意謂士民為民之秀者」という。従うべきであろう。そこで「士民」を逆にした「民士」という言葉もみえる。「故忠臣尽於公、民士竭力於家」（『韓非子』難三篇）とあるのがそれである。これらはすべて、民が士であり、民と士の境界が不明確であつたところから生じた語法であつた。士の身分を支えていた族制の障壁が打破されたことは、『荀子』王制篇にいたつて、

雖王公士大夫之子孫也、不能屬於礼義則婦之庶人、雖庶人之子孫也、積文学、正身行、能屬於礼義則婦之卿相士大夫

と明白に説かれている。だが私にとつて興味があるのは、むしろこのような意味での士ではなく、さきにもいう民が民として同時に士であること、すなわち『韓非子』の「士民」なのである。それは和氏篇や亡徴篇にいう「耕戦之士」、『商君書』卷言篇にいう「農戦之士」にほかならない。

公家虚而大臣実、正戸貧而寄寓富、耕戦之士困、末作之民利者  
可亡也（『韓非子』亡徴）

によれば、耕戦の士は「正戸」であり、末作の民の「寄寓」に対するものである。正戸とは国家の正籍に登録された農民であり、寄寓は移動して商販に従事する末作の民で、別に正戸の家に寄食する者というわけではなく、国家全体からみて農業に寄生する存在とみなしているのであろう。

耕戦の士は『韓非子』六反篇の「耕戦有益之民」であり、農戦の士も『商君書』では「農戦之民」に等しい。『管子』君臣篇に「務四支之力、修耕農之業、以待令者庶人也」というように、ここでの士と民はまったく同一のものである。

これと同じような例がある。『韓非子』六反篇の「畏死遠難、降北之民也、而世尊之曰貴生之士、学道立方、離法之民也、而世貴之曰文学之士……」とあるのがそれである。

だがこれは、耕戦の民が士であつたのとは、少しばかりことなる。ここにいう楊朱の徒の「貴生之士」、儒墨の徒の「文学之士」、孟嘗君の馮驩のごとき「有能之士」、子貢のような「辯智之士」、ほか「鍊勇之士」「任誉（俠）之士」などは、才能をもつて仕官すべき士、それにふさわしい生活様式を持している士、もしくは任俠をもつて自ら任ずる士であつて、小地主乃至農民が耕戦の民たることによつて士とされるのとは同一でない。法家流の觀念によれば、耕戦の民は、商鞅の爵制において士の身分を制度化され、この制度は漢の二十等爵制において、直接の軍功の有無からも切離された。漢代民爵制における士と任俠の士が、ともに民であつてかつ士でありながら、その士の觀念に相違する面のあることを想起してもらえば、ここでいわんとすることが理解してもらえるとと思う。

法家の国家理念によれば、国家の基幹は、天子と法術の士たる官僚と耕戦の民と士からなる。「貴生之士」などは、身分的に民たるは勿論、いくらそれにふさわしい生活様式をとつていても、「姦偽無益之民六（種）」なのである。そうしてこれらは民にちがいないが、しかし楊朱・儒墨流か

らみれば、やがて仕官すべき処士である。これにたいして、民を民として、すなわち官の尊厳と区別されながら、しかもそれをも士の身分觀念に包摂する、ここに法家独特の国家理念と戦国官僚制国家の深い関連をみなければならぬのである。このような処士にたいする法家の態度は、つぎのような説話にもよく示されている。『呂氏春秋』下賢篇によると、齊の桓公は小臣稷に会うために三至、ついに見るを得なかつた。従者が止めても公は従わなかつたという。この説話は『韓非子』難一篇にも見えるので、よく流布した話であつたらしい。ところで私にとつて必要なことは、この説話の真否ではなくて、叙述のしかたである。

『呂氏春秋』にみえる桓公の言葉によると、小臣稷は士とみなされ、「夫子」と呼ばれているが、『韓非子』では「処士」「布衣之士」とされ、その小臣稷はまた、「匹夫之士」であり、「民萌之衆」なのである。すなわち難一篇は、

是故四封之内、執會而朝、名曰臣、臣吏分職受事、名曰萌、今小臣在民萌之衆……

という。執會は執禽の誤りであろう。頭学篇にも「執禽而朝」という文がみえる。「卿執羔、大夫執雁、士執雉」と

いうのが古来の礼であり、『左伝』定公四年に、庚宗の一人婦人がかの豎牛を叔孫穆子に初めて目見えさせるとき雉を献じたことが記されているのは一例証とみなしうる。とすると、「受事」と「名曰萌」の間に何か脱文があるように思われる。一本には臣字が一字無いところから、「吏分職受事、名曰萌」として、吏といえども民であるとの意に読む説があるかもしれない。しかしそれでは小臣稷が処士、布衣之士であることとまづつながらないようである。この文は萌をことさら民萌という。萌とは民の意味に解すべきであろう。戦国策では萌を氓につくり、また氓は𪔐である。古典籍に三字を通用する例は多い。『説文』に「民、衆萌也」「氓、民也」とあり、また「四鄙之萌人」(『墨子』尚賢上篇)、「野民曰氓」(『淮南子』修務篇の高誘注)、「萌、田民也」(『管子』山国軌篇の尹注)を参照すべきである。

『韓非子』は執雉して士となつた「臣」と「民萌」をはつきり区別する。ここよりみれば処士、布衣の士は民にはかならぬ。にもかかわらず、小臣稷がとつた態度は「逆君上之欲」ものであり、また桓公の態度も「以万乘之勢、下匹夫之士」ものである。ともに仁義というべからずという

非難がここから主張されるのである。『呂氏春秋』の兩者をむしろ是認するような叙述と対比すると、このような主張をみちびき出すために、小臣稷の民萌たることがとくに強調されているむきも否めない。だがそれ故にこそ、法家流の国家理念が明瞭に読みとれる。法家流に国家秩序を考えれば、執雉の士とは嚴格に区別されるべきであり、耕戦の民が士たることは、別個の觀念だつたのである。では耕戦の士は、単に戦士の士でないのか。それは誤りではない。しかしそれだけでは、商鞅爵制から漢代二十等爵に展開する民爵制の士の意義が十分把握できないであらう。

天子に代つて法を運用し秩序を維持する士すなわち官僚と、耕戦の士すなわち「耕戦有益之民」とは、法家的国家理念の基幹であつた。この二つの士の觀念は、天子に直接臣従するという觀念を媒介に、密接に結びついていた。このような事情は基本的には漢帝国に受継がれている。ただ秦では、その臣従關係が、主として信賞必罰の法と報賞制度によつて支えられた。これはもう周知のところである。

これにたいして、漢帝国の理念は、儒と法の合一を家法と

するという言葉によく示されている。二つの士の觀念を媒介するものが、ここでも一見秦のそれと同じような「命士」の觀念であることは前稿で指摘しておいたが、命士の觀念を支えたものは、法や報賞制ではない。ここに秦の爵制と漢の爵制のちがひもある。命士の觀念を支えたものは、邑の秩序に培われ、本来士という觀念に内包されていた氏族制のもしくはその変化形態としての家父長制的結合關係である。そうして過去において現実の氏族制という基盤があつたとすれば、漢代の士の觀念の基礎にも、自立農民層の形成する郷里の社会に残存する何らかの共同体的結合關係があつたのであらう。ただそれはかつての氏族制のほげしい解体作用のちのこされたものである。その解体によつて、家父長制的結合關係は抽象化され、一般的理念にすりかえられ、それ故にこそ、狭隘な族的紐帯の限界をのりこえて、ひろく全人民に拡張され得たのである。

これまで家父長制的支配といえば、縦の支配と隸属の關係が強く印象づけられた。それは間違いではない。漢帝国はずべての民を個人身的に支配する体制を完成した。ただ、これを反対側からみるならば、邑体制の下における

「民」がすべて土と観念されるにいたつたことは、「民」の隸属からの解放ともいえる。さきに全人民といつたが、敵密にいえば、奴婢は入らない。奴婢をのぞくいわゆる自営の農民層はこうして国家の正式の成員権を得たのである。ここにいう解放、成員権の獲得を、ヨーロッパ古典古代の市民権と一応区別しなければならぬことは、すでにのべた。そこでかりに市民権と区別する意味で、公民権ともよぶことにしたい。

このような意味での解放の端緒は、邑の灌漑機構の統制・管理を内部からくずすような、生産諸力の上昇に支えられた個別的な土地保有、家長制大家族の自立性の昂まりに求められねばならない。しかもこのような端緒から出発した邑体制の解体過程が、漢帝国の公民制という一律の個人身身的把握の体制に帰着したとするならば、その帰着点がアジア的デスポティズムの上向的發展の結果としてのみとらえられるかという点に關連して、ここに少くとも二つの問題が検討を要することになるであろう。一つは、最近木村正雄氏によつて主張されている見解<sup>⑩</sup>、すなわち漢の個人頭頂的支配の体制を「齊民制」としてとらえ、その基礎

を直接に治水灌漑の国家的占有支配に求める見解である。ここで問題となるのは「分割されない一つの単位治水水利機構は、結局、一人の占有支配に帰するほかなく」、さらに「それら小専制者の有力者は次第に他の治水水利機構をも専有支配するようになり」、かくて専制的統一国家が形成される、というようなみかたが、邑体制の内部から成長して行く解体要因の發現の側面とどのように關連するか、という点である。専制君主の頭頂的支配と小自立農民層の自立的經營の成長の間にこの時代の基本的矛盾をみようとする私のばあい、この問題は輕視できないものとなる。またさきにものべたように、官僚も庶民もすべて士・公民とする秩序が、官僚を現実の支配者として別個の士身分とする秩序と重なりあつてあらわれること、ここに漢帝国の特異な性格をみようとする私の考えは、氏の國家構造論と必ずしも一致していない。さらにここから導きだされてくる疑問は、漢帝国がいわゆる總體的奴隸制の完成、邑体制の上向的發展の結果として一義的にとらえるか、という疑問にいつながつていくのであるが、これらの点は後考にまたねばならない。

第二の問題は、私にとつてきわめて重要な意味をもつ増淵龍夫氏の見解である。氏は周知のように古代専制君主権力の現実の基礎を、家産化された公田・山林藪沢にもとめられたが、近著<sup>⑥</sup>においては、そのような君主の家産とは別に、専制君主の個人頭頂の支配を支える基盤として、古い氏族制的秩序の遺制が、形を変えつつ、分解された個々の農民をむすびつける擬制的な関係、人的結合関係として存在したことを指摘される。それは氏のばあい、必ずしも里制の問題に止まらず、土豪・豪族の問題として指摘されている。すなわち土豪・豪族は、大土地所有と族的統合、仮作農民にたいする支配力のみでなく、その周辺の農民にたいしても社会的規制力をもつて郷曲に武断したのであるが、そこでの社会的規制力は、一種の形をかえた共同体規制の一つであり、そのような豪族を郡県の下級官僚としてつかむことによつて、国家はその規制力を人民支配に利用しえたとされるのである。ところでこのような見解が私にとつて問題となるのは、もつぱら、専制国家の個人頭頂の支配を支える基礎の農村社会において、あの郷里の秩序と豪族のもつ社会規制力がどのように関連していたか、という点であ

る。豪族は、本来、家父長制大家族としての、家族成員・奴隸・仮作農民を内包する自己封鎖性、さらに宗族的結合の自己封鎖性を持ち、そこからは族的結合の国家権力に對抗する側面が導きだされてくる。つまり豪族が漢帝国内部の矛盾の波頭となつていく面を考慮したばあい、前述のような問題が、今後の重要課題としてのことざれていることに気がつく。この問題も氏の專論にまたねばならぬであろう。それらはさておき、上下二十の等級に整序された爵制には、漢の公民制とヨーロッパ古典古代の市民の社会との性格の差が示されている。しかしその爵制のなかに庶民一般もふくまれ、上は諸侯から庶民までがすべて一連の秩序に組みこまれたことは、魏晉以降の国家秩序やわれわれが普通に觀念している爵制というものからみると、漢帝国のほうはだユニークな性格を示している。このユニークさを解明するポイントを、前稿では命士の觀念にもとめ、本稿ではその命士の觀念の歴史的系譜を辿ることにもとめてみた。以上のような考察から、漢帝国の歴史的な位置と性格をさぐる一つの手掛りがえられるとすれば、それは望外の喜びとしなければならぬ。

- ① 「郷の子産について」（『文化』第二〇巻六号）。
- ② たとえば「公父文伯退朝、朝其母、……（母曰）……土朝受業、昼而講貫、夕而習復、夜而計過無愆而後即安……列士之妻加之以朝服……」（『魯語』）。「秦景公使士離乞師于楚、……将以伐晋、楚子許之、子囊曰不可、……晋君類能而使之、卒不失選、官不易方、其卿讓於善、其大夫不失守、其士競於教、其庶人力於農穡、商工阜隸不知遷業」（『左伝』襄9）。
- ③ 宮崎市定「古代中国賦税制度」（『アジア史研究』第一）。
- ④ 増淵龍夫「先秦時代の封建と郡県」（『一橋大学研究年報』經濟学研究Ⅱ）。
- ⑤ 宮崎市定、前掲論文。「游侠に就て」（『アジア史研究』第一）。貝塚茂樹、前掲書。「孔子と子産」（『古代の精神』『孔子』（出岩波新書）。「中国古代都市における民会」（『東方学論集』第二）。白川静「詩經に見える農事詩」（『立命館文学』第一三八、一三九号）。「中国古代の共同体」（『共同体の研究』上巻）。宇都宮清吉「古代帝国史概論」（『漢代社会経済史研究』）。増淵龍夫、前掲論文。佐藤武敏、前掲論文。「春秋時代魯國の賦税制度改革に関する一考察」（『中国古代の社会と文化』。松本光雄「中国古代の邑と民・人との關係」（『山梨大学学芸部研究報告』三）。「中国古代社会に於ける分邑と宗と賦について」（同四）。「中国古代の『室』について」（『史学雑誌』第六五編八号）。以下本文に参照してとくに註記しないものは、すべて右に掲げた論稿である。なおこのほか挙げて謝意を表すべき論稿も数多くあるが、それでは先秦時代の論文目録にもなりかねないので、割

愛をゆるしていただきたく思う。

- ⑥ 「陽虎又盟公及三桓於周社、盟國人于臺社、誣于五父之衢」（『左伝』定公6年）。
- ⑦ 「列國之大夫入天子國曰某土」（『礼記』曲礼）。
- ⑧ 「令五家為比——五比為閭——四閭為族——五族為党——五党為州——五州為郷」（『周礼』地官大司徒）。
- ⑨ 『左氏会箋』所引。
- ⑩ 宮崎市定、前掲論文、増淵龍夫「漢代における民間秩序の標造と任侠的習俗」（『一橋論叢』第二六巻五号）。「戦国秦漢時代における集団の『約』について」（『東方学論集』第三）。および第一章註⑧の論文。
- ⑪ 「中国古代専制主義とその基礎」（『歴史学研究』第二一七号）。
- ⑫ 「中国古代デスポティズムの問題史的考察」（『歴史学研究』第二二七号）。
- 附註 脱稿後、北京市文物組「海淀区発現春秋時代銅器」（『文物参考資料』一九五八、第五期）で、同器の銘文が「呉王造士尹氏叔孫作旅簠」と積されているのを知った。同第一期で黄盛璋氏は、造士は御士とし、御士尹氏を御士之長と解している。紹介に止める。
- 附記 甲骨、金文の資料については、京大人文科学研究所の伊藤道治氏から、いろいろの教示を賜った。ここに記して謝意をあらわしたい。

# The Problems of 'Shih' (士) in the Pre-ch'in Period

by

Júzô Kawachi

There was the fundamental social order which consisted of two ranks, *Shih* (士) and *Shu* (庶) in the pre-modern China. *Shih* means nobles, or mandarins or 'the book-readers class', a social rank by which they were opposite to the common people of the governed as the governing class. Back to the *Han* (漢) dynasty, however, the officials should be *Shih*, and all common people were given *chüeh* (爵) in certain grades which might mean the rank of *Shih*. This apparently curious social order would be understood by tracing the genealogy of *Shih*'s idea. In the old period of city-states, *Shih* seems to have been members of the clan which were members of *I* (邑) (city-states), rulers of the subject clan or *Min* (民), and had the right to be warriors. In the process through which *Min* (民) grew up to the independent peasantry and the ruling system of *I* (邑) was collapsing, the centralized territorial state grasped and re-organized as new state-members the whole peasantry as well as the official class. The word which meant the idea of rank *Shih* was differentiated and established into the new substances, and was transformed into various meanings free from the idea of rank. Then, to try to trace the differentiation of *Shih*'s idea may be a clue for judging a unique character and historical stand of the *Han* (漢) Empire.

## The Formation of the *Tomura, Mura-*

*kimoiri* (十村・村肝煎) System in the

*Kaga* (加賀) Clan

by

Kisaburô Wakabayashi

We understand the agricultural policy in the *Kaga* (加賀) clan as established by executing the revised law (改作法) in the *Keian-Meireki* (慶安~明曆) period, and hereafter as its complete organization, development, and revision. Then, the *Tomura, Mura-Kimoiri* (十村・村肝煎) system the characteristic of which was as a form of governing the